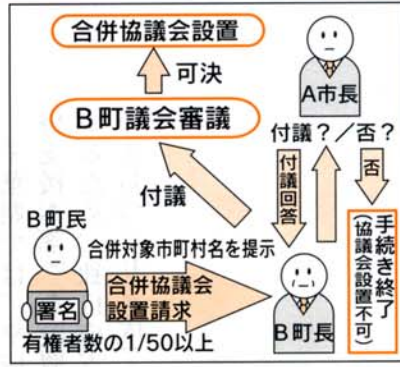


町民のかかわり

合併対象市町村との「合併協議会」を設立するかどうかは、議会の議決が必要となります。ただし、市町村長が発議しないときや議会の決定に賛同できないときは「住民発議」や「住民投票」による方法で、「合併協議会」の設置を請求することができます。

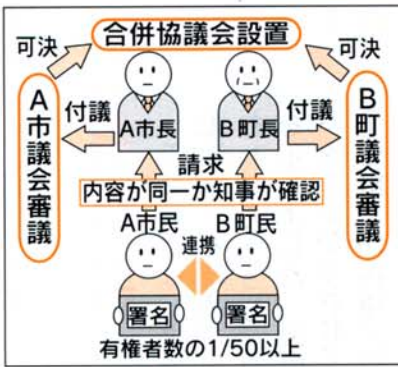
① 直接請求



1つの市町村の住民が単独で、有権者数の1/50以上の署名を集め、在住する市町村の長に対して、合併対象市町村の名称を示して、合併協議会を設置するように、請求することができます。

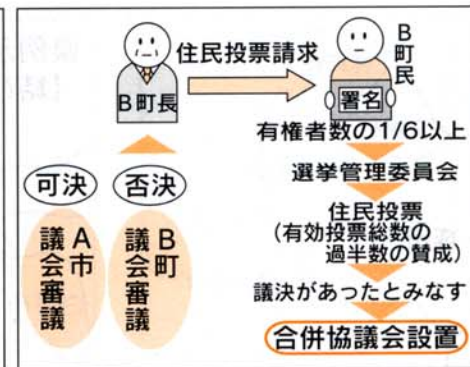
請求されたときに市町村の長は、合併対象市町村の長に対して、合併協議会を設置することに同意を求めます。その結果、全ての市町村の長から付議することの回答があったときは、議会に付議しなければなりません。

② 同一請求



合併したい市町村の住民相互が、有権者数の1/50以上の署名を集め、それぞれの市町村の長に対し、合併協議会の設置についての請求事項が、同一内容（知事の確認が必要）のときは請求をすることができます。

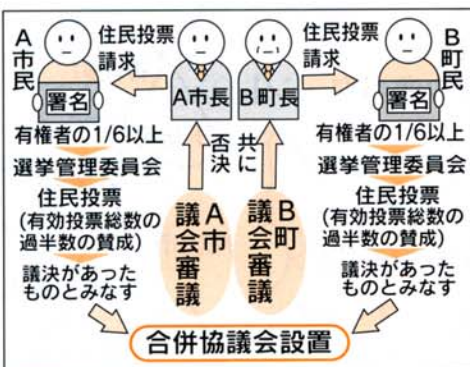
③ 住民投票



このとき請求を受けた市町村の長は、議会に付議しなければなりません。

①および②で議会が、合併協議会の設置を否決したときに、有権者数の1/6以上の署名を集め、次により市町村の選挙管理委員会に対し、住民投票を請求することができます。

○直接請求のときは、合併対象市町村すべての議会が議決し、請求を受けた市町村のみが議会で否決されたときです。



このように、市町村合併は行政主導だけでなく、住民主導の制度も確立されています。

○同一請求のときは、議会で否決されたそれぞれの市町村となります。

（直接/同一請求ともに投票の結果、有効投票総数の過半数の賛成があれば、議決があつたものとみなし、合併協議会が設置されます）

市町村建設計画

【別記①】

合併を考えるうえで一番大切なことは、今住んでいる地域「栄町」がどのような地域になるか?ということ。この計画は「合併協議会」において、合併市町村の均衡ある発展および一体性の確立、住民福祉の向上を図るため、将来のまちづくりのビジョンとして、おおむね次の内容を定めることとなります。

- ① 合併市町村の建設の基本方針
- ② 都道府県が実施する合併市町村の根幹となるべき事業の展開に関すること
- ③ 公共施設の総合調整に関する事項
- ④ 合併市町村の財政計画

このように、市町村合併を考えるうえで、最も重要な部分が「市町村建設計画」です。合併は何よりも町民のみなさんが納得できるものでなければなりません。仮に合併によってサービス水準が低下したり、行政区画が拡大化することによって、今より不便になるようでは、合併の意味がありません。

今後は、市町村建設計画の策定が必要となった場合に備えて、町としての考えを関係市町村に明確に示していく必要があることから、町の将来像を踏まえ慎重に検討したいと考えています。